

第 11 章 工事検査

11. 1

検査要領

検査は次の要領で行う。

1. 指定工事業者は、事前に主任技術者が竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認しておくものとする。
2. 指定工事業者は、工事完了後直ちに竣工書類等（給水装置工事検査願（様式 10 日本産業規格 A 列 4 番 上質紙 A 列本判 70.5kg 以上）、給水装置工事竣工図（様式 11 日本産業規格 A 列 3 番 上質紙 A 列本判 57.5kg 以上）及び工事記録写真）を担当部署に提出し、審査を経たのち検査を受けなければならないものとする。なお、一時用（工事現場等）の検査についても同様の取り扱いとする。

また、申請者は工事に関して同意や内容確認が必要な場合は竣工図に直接記載、または、別紙に内容を記入し、署名・押印することとする。

3. 検査は、工事ごとに指名された主任技術者が立ち会いの上、現地検査を原則とする。なお、検査は原則として引渡し前に受検することとする。
4. 給水装置の検査の際、手直し等の指摘事項があった場合は、竣工検査手直完了報告書（様式 10）により指示し、指摘事項については指定期間内に手直しを実施し、期間内に再検査を受けなければならないものとする。
5. 検査実施の際、漏水等の事故が発生した場合は、指定工事業者が責任を持って対処、解決しなければならない。

11. 2

検査の種類と 内容

検査の種類については、次のとおりとする。

1. 書類、図面検査
2. 水圧検査
3. 配管検査（材料の確認含む）
4. 機能検査
5. 水質検査
 - (1) 残留塩素（遊離）0.1mg/l以上及び臭気、味、色、濁り等に関する事項を検査する。
 - (2) 開発行為等で75ミリメートル以上（50ミリメートル以上の無償譲渡管等を含む）を布設する場合は、残留塩素濃度の測定のほか、管理者が特に必要と認める事項を検査する。
6. その他受水槽設備に関する検査、共同住宅に関する検査等、管理者が特に必要と認める事項を検査する。

検査の内容については、表 11-1 とする。

11. 3

工事記録の保存

指定工事業者は、工事ごとに指名した主任技術者に下記の事項に関する記録を作成させ、工事記録写真と共に3年間保存しなければならない。（施行規則第36条第1項第6号）

1. 施主の氏名又は名称
2. 施工の場所
3. 施工完了年月日
4. 主任技術者の氏名
5. 竣工図
6. 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
7. 給水装置の構造及び材質の基準（施行令第5条第1項及び第2項）への適合、確認の方法及びその結果
8. 無償譲渡予定給水管は、継手チェックシート、継手管理写真を作成すること（HP及びD.C.I.P）

表 1 1-1
書類検査

検査項目（竣工図）	検査の内容
方位・見取図	・北を上向きとすること。 ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所を『申請地』と明記されていること。（赤色） ・配水管から工事箇所までの引込位置（配管経路）を明記すること。 ・工事箇所に付随する親水栓番号が存在する場合は、対象地と『親(水)水栓番号』を明記すること。（黒色）
平面図・詳細図・ 立面図・アイソメ図	・方位が記入されていること。 ・配水管が下側に記載されていること。 ・配水管等の種類、口径が記入されていること。（分岐管が配水管の場合 『管種 口径（配）』、給水管の場合 『管種 口径（給）』） ・敷地及び建物の寸法、建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・公私境界、隣接敷地の境界線及び隣接関連水栓番号が記入されていること。 ・配水管等からの分岐位置及び止水栓のオフセットが記入されていること。（分岐平面図、断面図） ・配水管～メーターBOX まで布設する管の材料名称、口径、延長及び位置が記入されていること。 ・メーターから建物まで布設する管の種類、口径、延長及び位置が記入されていること。 ・建物内に布設する管の種類、口径、位置が記入されていること。（給水ヘッダー方式の場合は、詳細図を記入） ・平面図と立面図が整合していること。（双方作図の場合） ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・受水槽式給水の場合、直結式給水部分（受水槽まで）と受水槽以降の平面図と系統図等に分けること。 ・直結増圧式給水の場合、直結式給水部分（増圧器具まで）と増圧器具以降の平面図と系統図等に分けること。 ・受水槽式給水または、直結増圧式給水の場合、警報盤の位置が明記されていること。 ・給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ・構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。（水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記）
立面図（系統図）	・立面図（系統図）に管路、水栓番号が記入されていること。

現地検査

検査項目		検査の内容
屋外の検査	1. 分岐部・閉止部・既設管接続部等オフセット 2. 水道メーター、リングバルブ 3. 埋設深さ 4. 管延長 5. きょう・ます類 6. 止水栓	・オフセットの基点は、永年埋設及び撤去されるおそれのないマンホールを中心点や地先境界の角、その他2点以上の引照点を定められ、水平距離を正確に測定されていること。 ・水道メーターは逆付け、偏りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針、取り替えに支障がないこと。 ・リングバルブの操作に支障のないこと。 ・リングバルブは、逆付け及び傾きがないこと。 ・所定の深さが確保されていること。 ・竣工図面と整合すること。 ・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。 ・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1. 配管 2. 接合 3. 管種	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。(井戸等) ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。 ・量水器の一次側と二次側の配管がクロスしていないこと。(30cm以上の離隔が確保されている場合を除く) ・適切な接合が行われていること。 ・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具 2. 接続	・性能基準適合品の使用を確認すること。 ・適切な接合が行われていること。
受水槽(消火・消火補給水槽)	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。(チェックシートの内容と整合していること) ・警報盤の位置が竣工図面と整合すること

無償譲渡予定管	1. オフセット確認 2. 配管延長確認 3. 水圧・水質試験 4. 出水確認（各区画） 5. 弁栓類埋設深度・蓋開閉方向確認	・埋設位置等がオフセット図面と整合すること。 ・竣工図面と整合すること 管種に応じた水圧試験方法により、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。 ・当局が検査する水質試験に合格していること ・各区画の給水管から出水すること ・本局が定める基準（水道工事共通仕様書・水道工事施工管理基準）に基づき設置されていること
機能検査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水口、動作状態などについて確認すること。
水圧検査		・水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。（水系統 1.75MPa、湯系統 0.75MPa を 1 分間保持）
水質検査		・残留塩素の確認を行うこと。（残留塩素（遊離）0.1mg/l以上及び臭気、味、色、濁り等に関する事項を検査する。）

※その他管理者が必要と認める検査について受検すること。